

国 不 動 第 138 号
令 和 8 年 7 月 28 日

業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公 印 省 略)

住宅のリースバック取引における宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について

住宅のリースバック取引における宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について、別紙のとおり策定し、令和8年10月1日から施行することとしたので、貴団体におかれては、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知徹底を図られたい。